

山口県トライアスロン連合会則

(名称)

第1条 この連合は、山口県トライアスロン連合といい、公益社団法人日本トライアスロン連合(Japan Triathlon Union 以下JTU)の加盟組織である。

(事務局)

第2条 この連合の事務局を、防府市大字浜方169番地1あゆみの里内に置く。

(目的)

第3条 この連合は、山口県におけるトライアスロンとその関連競技(デュアスロン、アクアスロン等以下、総称してトライアスロンと呼ぶ)を統括し、代表する団体として、トライアスロンの普及および振興を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この連合は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) トライアスロンの普及指導
- (2) トライアスロン大会の県内における開催
- (3) トライアスロン大会への県内代表選手の選定および派遣
- (4) トライアスロン競技の競技力の向上
- (5) トライアスロンに関する講習会および指導者ならびに審判員の養成
- (6) その他本連合の目的を達成するための必要な活動

(会員)

第5条 会員になろうとする者は、JTUの定める方法により事務局に申請し、会長の承認を受けなければならない。

会員は、原則として県内居住者または県内に勤務する者とする。

(会費)

第6条 会員は、会費(年額)を納入しなければならない。

- 2 会費の年額については、別途総会の議決をもって会員の総意で定める。
- 3 即納の会費については、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 制限行為能力者又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員が、退会しようとするときは、その事由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名する。

- (1) この連合の名誉を傷つけたとき、またはこの連合の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この連合の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

(役員)

第10条 この連合には、次の役員を置く。役員は、会員をもって充てる。

- (1) 理事 数名（うち会長1名、副会長若干名）
- (2) 監事 1人
- (3) 代表者(会長)

(役員を選任)

第11条 理事は、県内のトライアスロンクラブ、地区の代表者その他をもってあて、総会で承認する。

- 2 会長は、理事会で選任する。
- 3 副会長は、理事の互選で選任する。
- 4 監事は、理事会で選任し、理事を兼ねることができる。

(理事の職務)

第12条 会長は、この連合の業務を総理し、この連合を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるもののほか、この連合の総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、この連合の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この連合の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不違の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第14条 この連合の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が、次の各号の一つに該当するときは、理事現在数の半数以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第16条 役員は無給とする。

(顧問)

第17条 この連合には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。

(事務局及び職員)

第18条 この連合の事務を処理するため必要な事務局長ならびに職員を置く。

- 2 事務局長は理事とする。
- 3 事務局長ならびに職員は会長が任免する。
- 4 事務局長は無給とし、職員は有給とする。

(総会の構成)

第19条 総会は第5条の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第20条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

5 理事、監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は会長とする。ただし会長は代理の者を議長に指名できる。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他この連合の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めたもの。

(総会の定足数等)

第23条 総会は、会員現在数の3分2以上が出席しなければ、その会を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

総会の出席会員と委任会員を併せても、会員現在数の3分の2以上に足りないときは、前記の両者をもって総会の定足数とする。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会が開催できなかった場合は、理事会の議決事項を総会の議決事項に代えることができる。

(会員への通知)

第24条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。

(理事会の構成及び審議)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この会則に定めてある事項及び業務の執行に関する事項を審議決定する。

(理事会の招集等)

第26条 理事会は毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は会長とする。ただし会長は代理の者を議長に指名できる。
- 3 理事会は、開催日より7日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会の定めるところにより、これを招集することができる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければその会を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 必要により、理事会を招集しないで理事の稟議により議事も認め、議決については前項による。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び全理事に回覧後、これを保存する。

(専門委員会)

第29条 この連合の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(資産の構成)

第30条 この連合の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) その他の収入

(経費の支弁)

第31条 この連合の事業遂行に要する経費は支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この連合の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会の議決を経なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第33条 この連合の収支決算は、会長が作成し、事業報告書及び会員の異動状況書と共に、監事の意見書を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び総会の承認を受けなければならない。

2 この連合の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第34条 この連合の会計年度は、毎年1月1日始まり12月31日に終わる。

(会則の変更)

第35条 この会則は、理事会及び総会において理事及び会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第36条 この連合の解散は、理事会及び総会において理事及び会員各々の現在数の各々の4分の3以上の議決を経なければならない。

(書類及び帳簿の備付等)

第37条 この連合は事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 役員の名簿
- (3) 会員の名簿
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第3号までの書類は永年、同項第4号から第6号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

ただし、電磁的記録による保存を認める。

(名称変更)

第38号 当団体の名称を、山口県トライアスロン協会から山口県トライアスロン連合に変更する。

(ウェブサイトや電子メールによる通知)

第39号 この連合のウェブサイト開設に伴い、第20条第4項の書面による総会開催通知、第24条の会員への通知はウェブサイトの掲示に代えることができる。また、第26条第3項の書面による理事会開催通知は電子メールに代えることができる。

(細則)

第39条 この会則の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附則

施行 平成3年4月1日

改正 平成12年4月1日

改正 平成13年5月12日

改正 平成24年3月28日

改正 平成29年7月1日